

津田公園複合遊具等更新設計・施工業務

公募型プロポーザル募集要項

令和6年7月

姫路市

## 1 募集の概要

津田公園において、複合遊具等の更新を計画しており、より多くの公園利用者に活用される遊具を設置するため、遊具のデザイン・仕様について公募型プロポーザル方式により広く提案を求め、経済的かつ優れた遊具の設置設計・施工を行うことのできる当該業務の受注候補者を公平性及び透明性を持った方式により選定することを目的とする。

## 2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

なお、このプロポーザルへの参加形態は単体とし、共同企業体等での参加は認めない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 競争入札の参加資格について、次のいずれかの要件を満たすこと。
  - ア 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号。以下「告示第408号」という。）第5項の規定により業者登録名簿（以下「業者登録名簿」という。）に登録され、かつ、とび・土工・コンクリート工事の業種について競争入札に参加する資格を有していること。
  - イ 参加表明締切日までに告示第408号第4項に規定する業者登録名簿への登録を申請し、受付され、かつ、とび・土工・コンクリート工事の業種について競争入札に参加する資格を有すると認められる予定であること。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定によるとび・土工・コンクリート工事に係る建設業の許可を受けていること。
- (5) 法人にあつては、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。

個人にあつては、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者であること。
- (6) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に定める様式第25号の15（以下「経営事項審査結果通知書」という。）において、とび・土工・コンクリート工事の総合評定値及び完成工事高の2年平均又は3年平均の実績額（以下この号において「平均実績額」という。）が、次のいずれかの要件を満たすこと。
  - ア 第3号アに該当する者にあつては、令和6年度の競争入札の参加者の格付け基準とした経営事項審査結果通知書において、総合評定値が720点以上であり、かつ、平均実績額が1,000万円以上であること。
  - イ 第3号イに該当する者にあつては、業者登録名簿への登録を申請した時に提出した経営事項審査結果通知書において、総合評定値が720点以上であり、かつ、平均実績額が1,000万円以上であること。
- (7) この業務に配置できる主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）又は監理技術者（建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者で、監理技術者講習修了証の交付を受けているものをいう。以下同じ。）を有すること。ただし、主任技術者又は監理技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、

参加表明締切日において引き続き3か月以上の雇用関係を有する者に限る。

- (8) 参加表明締切日又は第8項第5号に定める技術提案資料の提出期限までに、契約締結予定日（令和6年10月4日とする。）において有効な経営事項審査結果通知書（「その他の審査項目（社会性等）」の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄がいずれも「有」又は「除外」となっていること。）の写しを、市長へ提出していること又は提出することができること。
- (9) 公告の日から参加表明締切日までの間において、次のア及びイのいずれにも該当すること。
- ア 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
- イ 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しないこと。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (12) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）若しくは民事再生法第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員

(イ) 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合

- (13) 平成26年4月1日以後に完了した、国、地方公共団体又は公共機関等（一般財団法人日本建設情報総合センターが定める建設実績情報のコリンズ・テクリス登録システム利用規

約（令和5年8月21日制定）第3条第10号に掲げる機関をいう。）が発注した複合遊具の設置工事（請負金額が1,000万円以上であるものに限る。）を元請として施工した実績を有する者であること。なお、共同企業体として有する施工実績については、当該共同企業体に対する出資比率が20%以上である場合に限り認める。

### 3 プロポーザルに関する担当部局等

#### (1) 担当部局

姫路市財政局財務部契約課工事担当

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話 (079) 221-2235

FAX (079) 221-2241

#### (2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和6年（2024年）7月19日から同年10月4日まで 本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。
閲覧の場所	姫路市財政局財務部契約課（以下「契約課」という。）

### 4 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項目	日時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和6年 7月19日
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和6年 8月 1日午後4時
3	参加資格確認結果の通知	令和6年 8月 5日頃
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和6年 8月 9日午後4時
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和6年 8月20日
6	技術提案資料提出書類の受付期限	令和6年 8月30日正午
7	審査結果及び契約候補者の公表	令和6年 9月13日頃
8	契約締結予定	令和6年10月 4日

### 5 参加表明手続及び参加資格の確認

(1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。

#### ア 提出書類

- (ア) 参加表明書
- (イ) 施工実績調書
- (ウ) 関連企業申告書
- (エ) 最新の経営事項審査結果通知書の写し

- (オ) 姫路市税の納税証明書（公告日以後に発行されたものの原本。市税の納税義務がある場合に限る。）
- (カ) 国税の納税証明書（個人の場合、税務署様式その3の2。法人の場合、税務署様式その3の3。）（公告日以後に発行されたものの原本）
- (キ) 公募型プロポーザル参加資格確認通知書の返信用封筒（返信先（参加表明者の住所及び商号又は名称）を記載し、簡易書留料金分を含む郵便料金に相当する切手を貼った角形2号封筒）

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和6年（2024年）7月19日から同年8月1日午後4時まで 本市の休日を除く。
閲覧の場所	契約課 （参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続に必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000028058.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000028058.html</a>

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、提出期間最終日の午後4時必着とし、書留郵便等、配達記録が確認できるものによること。

オ 提出場所

契約課

カ 提出期間（参加表明受付期間）

令和6年7月19日午前9時30分から同年8月1日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで（最終日にあつては、午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで）とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和6年8月5日を目途に参加資格確認通知書を郵送により通知する。

イ 参加資格がないと認められた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和6年8月20日午後5時までに、参加資格がないと認められたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により契約課に提出すること。

なお、市は、期日までに当該請求があつた場合は、請求者に対し速やかに回答するものとする。

## 6 現場説明会

現場説明会は、行わない。

## 7 プロポーザルに関する質疑について

- (1) 第5項の規定により参加表明手続きを行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書

イ 提出方法

姫路市ホームページからダウンロードした質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）。

ウ 提出場所（送信先アドレス）

keiri\_nyusatsu@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和6年8月9日午後4時まで

- (2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和6年8月20日午前9時30分から

イ 回答方法

姫路市ホームページに掲載する。

- (3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加又は修正事項とする。

イ 質問の内容が次項第1号に定める技術提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

## 8 技術提案資料提出手続

参加者は、次の方法により技術提案資料を提出しなければならない。

- (1) 提出書類（技術提案資料）

別途姫路市ホームページにおいて公表する「津田公園複合遊具等更新設計・施工業務提出書類（技術提案資料）」の提出書類一覧に掲げる書類一式

- (2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

なお、様式2-1～2-5、3（各添付資料を含む。）には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとする。

- (3) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、提出期限までに必着とし、書留郵便等、配達記録が確認できるものによること。

(4) 提出場所

契約課

(5) 提出期限

令和6年8月30日正午とする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで（最終日にあつては、午前9時30分から正午まで）とする。

(6) その他

ア 技術提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。参加者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではない。

イ 提案者につき技術提案資料の提出は1件とする。

ウ 技術提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容をよく確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 技術提案資料の内容が要求水準書で示した要求水準を満たしていないことが明らかである場合は、失格とする。

オ 技術提案資料の提出後において、資料の差し替えは認めない。

カ 提出された技術提案資料は、一切返却しない。

キ 提出された技術提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

ク 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

## 9 ヒアリングについて

ヒアリングは、行わない。

## 10 技術提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、第8項の規定により提出のあった技術提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 技術提案に関する評価は、津田公園複合遊具等更新設計・施工業務プロポーザル審査委員会において実施する。

ウ 審査の結果、次号ウの総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

エ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、技術提案に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。技術提案に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 技術提案に関する評価

下表により各委員が採点した得点の平均点をもって算出する。

評価項目		評価基準	配点	
提案内容	(1)遊具のテーマやコンセプト	遊具のテーマやコンセプトに関する提案	<u>テーマやコンセプト</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津田公園に合った、市民に親しまれるようなテーマやコンセプトになっているか。</li> <li>・遊具全体でテーマやコンセプトが統一されているか。</li> <li>・周囲の景観に配慮した空間づくり（遊具のデザイン・配置・色合い等）となっているか。</li> </ul>	15点
	(2)遊具のバリエーション	遊具全体のバリエーションに関する提案	<u>遊具の構成①</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊具の有する遊び要素や構成について、多様な遊び等の形態（のぼる、くぐる、すべる等）を盛り込んだ提案となっているか。</li> <li>・子どもの動線や連続性に配慮した配置の提案となっているか。</li> </ul>	20点
			<u>遊具の構成②</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが冒険・挑戦できるよう配慮した構成の提案となっているか。</li> <li>・「のぼる、すべる」といった遊びの要素にバリエーションがあり、難易度に応じて選択が可能な構成となっているか。</li> </ul>	15点
			<u>遊具の構成③</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全身を使った遊びができる遊具となっているか。</li> <li>・子どもが自ら工夫して遊べるような機能を盛り込んだ提案となっているか。</li> </ul>	10点
(3)安全に対する配慮	安全に対する配慮	<u>安全確保・向上のための対策・工夫</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の動線や視認性等を考慮した提案がなされているか。</li> <li>・遊びの要素・通行要素・手すり等の組合せや配置が、他の要素への移動の足がかりや落下した際の障害物とならないよう配慮された提案となっているか。</li> <li>・着地面への必要に応じた衝撃吸収舗装の敷設等の安全性向上のための工夫について提案がなされているか。</li> <li>・予期しない事例への安全対策の提案がなされているか。</li> </ul>	10点	



	(4)維持管理	維持管理に関する提案	<u>ライフサイクルコストの低減</u> ・腐食しにくく、耐久性に優れた材料を使用している等、維持管理費を抑えられる提案となっているか。	10点
			<u>補修やメンテナンス</u> ・部品の交換・修繕が容易な構造となっているか。 ・消耗部品が少なく維持管理の負担が低減されているか。 ・故障や破損しやすい部材がないか。	10点
			<u>日常点検</u> ・公園管理者が目視診断、触手診断、振動診断などの日常点検を容易に実施できるよう配慮された構造となっているか。 ・点検箇所が少なく、日常点検の負担が軽減されているか。	5点
	(5)施工計画	施工計画に関する提案	<u>施工方法（安全対策等）</u> ・周辺環境に配慮した施工方法となっているか。 ・公園利用者・周辺道路の歩行者等に対する安全対策が十分に行われているか。	5点
合計（技術提案に関する評価点）				100点

※1 下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.00

イ 事業費（請負希望金額）に関する評価

第8項第1号に定める技術提案資料の様式1-2に記載された請負希望金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

配点は30点とし、以下の算定式により算出する。

$$\text{評価点} = (1 - \text{請負希望金額} \div \text{提案上限金額}) \times 30 \text{点}$$

## ウ 総合評価点

技術提案に関する評価点と事業費（請負希望金額）に関する評価点の合計により算出する。

### (3) 評価内容の担保

ア 技術提案資料は設計図書として取り扱うものとし、記載された内容の履行状況について適宜検査を行う。受注者の責めにより技術提案資料の評価内容が満足できない場合は、工事成績評定点を減じることとする。

イ 現場条件の変更や天候不良等の不測の事態により、技術提案資料の評価内容が履行できなかった場合は、受注者はその理由を書面により申し出ることができる。

なお、申し出た理由が、受注者の責めによらないと認められた場合は、工事成績評定点の減点を行わないこととする。

### (4) その他

ア 契約相手方名、契約日、契約金額及び審査結果については、令和6年9月13日を目途に姫路市ホームページに掲載する。

イ 提案者が1者の場合でも、技術提案資料の審査を実施する。

ウ 技術提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

エ 審査の経過に対する問合せには応じない。

オ 契約候補者又は契約候補者となるべき者への連絡は、口頭、電話、FAX又は電子メールにより通知するものとする。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。

カ 特定された契約候補者は、令和6年9月20日午後5時までに、本件業務の見積書及び配置予定技術者設置届を契約課に提出すること。提出方法は、郵送又は持参とし、郵送の場合は、提出期限までに必着とし、書留郵便等、配達記録が確認できるものによること。

キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

## 1.1 契約の方法

(1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。

(2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号エと同様の方法により契約候補者を特定する。

(3) 技術提案資料は、契約書の一部とする。

(4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

## 1.2 参加の辞退に関する事項

(1) 第5項の規定によりこのプロポーザルの参加表明手続を行った者は、第10項第1号エ又

は第10項第2号の規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。

- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により契約課に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。

なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

### 13 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項に規定する参加資格を満たしていない者
- (2) 参加表明締切日の翌日から契約締結の日までの間に、指名停止等措置要綱に規定する指名停止を受けた者
- (3) 参加表明締切日の翌日から契約締結の日までの間に、指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当した者
- (4) 技術提案資料を第8項第5号の提出期限までに提出しなかった者
- (5) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (6) 提出した技術提案資料の内容について重大な要求水準違反があると認められる者
- (7) 技術提案手続において提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者
- (8) 第10項第2号アに規定する技術提案に関する評価の点数が50点に満たない者
- (9) その他このプロポーザルの条件に違反した者

### 14 著作権等

- (1) 技術提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他市が必要と認める時には、市は技術提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負う。

### 15 プロポーザルの参加に要する費用負担

技術提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

### 16 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者の特定後、契約締結までの間に、契約候補者がこのプロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。
- (3) 契約候補者が電子契約での契約締結を希望する場合は、指定の様式による電子契約利用申請書を提出すること。
- (4) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第1号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (5) 契約を締結した者が、契約の履行に当たり下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含

む。以下同じ。)を使用する場合は、下請負人の決定後直ちに、市長にその商号又は名称その他必要な事項を通知し、当該下請負人から徴取した暴力団排除要綱様式第2号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。

- (6) 参加表明手続及び技術提案資料提出手続等で提出した書類に虚偽の記載をした場合は、指名停止を行うことがある。
- (7) このプロポーザルにおいて市が提供する資料は、このプロポーザルの目的以外で使用することはできない。
- (8) 参加表明者から提出された書類については、このプロポーザルの目的の範囲において複製を作成することがある。
- (9) 契約締結後においても、受注者がこのプロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合は、契約を解除することがある。
- (10) このプロポーザルにおいて図面のCADデータは、契約締結後に締結相手に提供する。

## 1.7 リスク分担

リスクの種類	概要	発注者	受注者	備考
応募費用	プロポーザルへの参加費用		○	プロポーザルへの参加に要する資料作成等の費用に係るもの
資金調達	資金調達の未達による事業の遅延、実施不能		○	事業実施に必要な資金調達に係るもの
事前調査	地形、地質等の現地調査の不備等	○		発注者が提供したデータ等資料の重大な誤りに係るもの、特殊基礎に係るもの
			○	受注者が実施した調査データに係るもの
地元調整	用地の確保その他事業実施に伴う住民説明その他の地元調整	○		事業に必要な用地の確保その他発注者が自ら行う必要があるもの
			○	上記以外のもの
条件変更	事業に係る提示条件等の変更	○		発注者の責めに帰すべき事由により提示条件等を変更したことによるもの
			○	上記以外の事由によるもの

設計変更	設計業務の成果物の変更を要請したことによるもの	○		発注者の責めに帰すべき事由により設計成果物の変更
			○	上記以外の事由によるもの
工事中の中止	工事中の中止による増加費用及び損害	○		発注者の責めに帰すべき事由又は通常予測し得ない天災等により工事を中止したことによるもの
			○	上記以外の事由によるもの
工期の延長	天候の不良、関連工事の調整への協力その他による工期の延長	○		受注者の責めに帰すことができない事由によるもの
			○	受注者の責めに帰すべき事由によるもの
工期の短縮	特別な理由による工期の短縮	○		受注者の請求により、通常必要とされる工期を短縮したことによるもの
物価変動	急激なインフレーション又はデフレーション	○		予期できない特別の事情により物価が変動し契約金額が著しく不適當となったことによるもの
			○	上記以外の場合
一般的損害	引渡し前に工事目的物又は工事材料に生じた損害	○		発注者の責めに帰すべき事由によるもの
			○	上記以外の場合
第三者への損害	事業の実施にあたり第三者に対して及ぼした影響	○		発注者の責めに帰すべき事由によるもの
			○	上記以外の場合

不可抗力	天災、異常気象等の不可抗力による損害	○	通常予測し得ない天災等により損害を受けたことによるもの
			○ 受注者の責めに帰すべき事由によるもの又は上記以外の場合
要求性能の未達	発注者の提示条件、要求水準等を満たさない場合		○ 設計又は施工の瑕疵等により要求性能を達成しないことによるもの